

龍山森林文化会館

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分			午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後9時30分まで
			1時間につき	1時間につき	分まで
ホール	平日	生涯学習団体	600	760	380
		その他	1,210	1,520	760
	土・日・休日	生涯学習団体	760	960	480
		その他	1,520	1,920	960
学習室	平日	生涯学習団体	150	220	110
		その他	310	440	220
	土・日・休日	生涯学習団体	220	280	140
		その他	440	560	280
研修室	平日	生涯学習団体	150	220	110
		その他	310	440	220
	土・日・休日	生涯学習団体	220	280	140
		その他	440	560	280
和室	平日	生涯学習団体	150	220	110
		その他	310	440	220
	土・日・休日	生涯学習団体	220	280	140
		その他	440	560	280

備考

- 生涯学習団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に係る活動をする団体で市長が認めるものをいう。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用者が入場料を徴収する場合や販売などの営業活動をする場合の使用料は、所定の使用料の2倍に相当する額とする。
- ホールにおいて練習又は準備のために利用する場合の使用料は、所定の使用料の5割に相当する額とする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る使用料は、1時間につき、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の1時間当たりの使用料(備考の4及び5に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。)に相当する額とする。

6. 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

設備利用料金

ホール冷暖房装置	1時間につき	1,600
----------	--------	-------